

平成28年第1回竹原市議会定例会議事日程 第2号

平成28年2月29日（月） 午前10時開議

会議に付した事件

- 日程第 1 議案第 1号 行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について  
議案第 2号 広島市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について  
議案第 3号 財産の無償貸付けについて  
議案第 7号 竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 8号 竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第 9号 竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第10号 竹原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案  
議案第11号 財産の交換，譲与，無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第12号 竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案  
議案第13号 竹原市職員の勤務時間，休暇等に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第14号 竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案  
議案第17号 平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）  
議案第19号 平成27年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）
- 日程第 2 議案第 4号 竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案  
議案第 5号 竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案  
議案第 6号 竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案  
議案第15号 竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

議案第 16 号 竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案

議案第 18 号 平成 27 年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 20 号 平成 27 年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 21 号 平成 27 年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 22 号 平成 27 年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）

日程第 3 議案第 23 号 平成 28 年度竹原市一般会計予算

日程第 4 議案第 24 号 平成 28 年度竹原市国民健康保険特別会計予算

日程第 5 議案第 25 号 平成 28 年度竹原市貸付資金特別会計予算

日程第 6 議案第 26 号 平成 28 年度竹原市港湾事業特別会計予算

日程第 7 議案第 27 号 平成 28 年度竹原市公共下水道事業特別会計予算

日程第 8 議案第 28 号 平成 28 年度竹原市公共用地先行取得事業特別会計予算

日程第 9 議案第 29 号 平成 28 年度竹原市介護保険特別会計予算

日程第 10 議案第 30 号 平成 28 年度竹原市後期高齢者医療特別会計予算

日程第 11 議案第 31 号 平成 28 年度竹原市水道事業会計予算

日程第 12 一般質問

(1) 山元経穂 議員

(2) 道法知江 議員

平成28年2月29日開議

(平成28年2月29日)

議席順	氏 名	出 欠
1	今 田 佳 男	出 席
2	竹 橋 和 彦	出 席
3	山 元 経 穂	出 席
4	高 重 洋 介	出 席
5	堀 越 賢 二	出 席
6	川 本 円	出 席
7	井 上 美 津 子	出 席
8	大 川 弘 雄	出 席
9	道 法 知 江	出 席
10	宮 原 忠 行	出 席
11	北 元 豊	出 席
12	宇 野 武 則	出 席
13	松 本 進	出 席
14	脇 本 茂 紀	出 席

職務のため議場に出席した者は、下記のとおりである

議会事務局長 西 口 広 崇

議会事務局次長 住 田 昭 徳

説明のため議場に参加した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	吉 田 基	出 席
副 市 長	細 羽 則 生	出 席
教 育 長	竹 下 昌 憲	出 席
総 務 部 長	中 川 隆 二	出 席
市 民 生 活 部 長	今 榮 敏 彦	出 席
建 設 産 業 部 長	谷 岡 亨	出 席
教 育 委 員 会 教 育 次 長	久 重 雅 昭	出 席
公 営 企 業 部 長	宮 地 憲 二	出 席

午前9時58分 開議

議長（北元 豊君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

議事の都合により、暫時休憩致します。

午前9時58分 休憩

午後2時42分 再開

議長（北元 豊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に議事日程表第2号を配付……。

10番（宮原忠行君） 日程の変更について御提案をさせて頂きたいと思っております。

本日は、日程表に従えば一般質問まで行くことになるとは思いますが、不測の事態が生じて、とてもじゃないけれども、日程どおり進めるということができません。そしてまた、議案も組織改正等いろいろと賛否両論、激突するような場面もあろうかと思っております。

そこで、本日は第22号議案までの採決にとどめて頂いて、来年度の予算の説明、また一般質問等については、明日以降に延期をして頂くようお願い致しますよう御提案を申し上げます。

（「賛成」「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（北元 豊君） ただいま宮原議員から、この際第22号議案までの採決ということで提案がございました。されたいという動議が出されました。

所定の賛成者がおりますので、動議は成立致します。よって、本動議を直ちに議案とし、採決致します。

お諮り致します。

本動議のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 異議なしと認めます。よってこの際、第22号議案の採決までとされたいとの動議がございましたので、可決致します。よって、第22号議案までの採決と致します。

---

日程第1

議長（北元 豊君） 日程第1，議案第1号行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についてから議案第19号平成27年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）の13件を一括議題と致します。

本件は総務文教委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

山元委員長。

総務文教常任委員会委員長（山元経穂君） 竹原市議会議長北元豊様。総務文教常任委員長山元経穂。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件は、審査の結果、下記のとおり決定したから、会議規則第110条の規定により報告します。

2月24日に審議を行い、2月26日に採決を行った結果を報告致します。

議案第1号行政不服審査会事務の事務委託に関する協議について、原案可決、議案第2号広島市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議について、原案可決、議案第3号財産の無償貸付けについて、原案可決、議案第7号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案、原案可決、議案第8号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案、原案可決、議案第9号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案、原案可決、議案第10号竹原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案、原案可決、議案第11号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案、原案可決、議案第12号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案、原案可決、議案第13号竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例案、原案可決、議案第14号竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案、原案可決、議案第17号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）、原案可決、議案第19号平成27年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）、原案可決。

以上でございます。よろしくお願ひ致します。

議長（北元 豊君） 報告が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

まず、各案件に対する反対討論の発言を許します。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第2号、議案第8号、議案第9号、議案第12号、議案第14号について反対討論をしたいと思います。

まず、議案第2号についてであります。この議案は、広島市と竹原市の連携中枢都市圏、この連携協約の締結に関わる議案であります。

私はこの議案を考える時に、まず申し上げたいことは、地方公共団体の仕事や責務、これは住民の福祉の向上が第一義的な仕事であります。そして、国は身近な行政サービスを自治体に委ねることを基本とする、これも地方自治に明記されていることでもあります。この協定によって、私は竹原市の人口減少や竹原市の子育て支援、地元中小企業や農業、漁業の振興発展が全く見えてこないと考えざるを得ません。したがって、そして逆にこの協定を締結することによって、自治体の責務を形骸化する役割を果たすことになると思え、反対としたいと思います。

次は、議案第8号、議案第9号について反対討論を致します。

この議員報酬を増額する、あるいは第9号議案について市長をはじめとした特別職の期末手当の増額等の提案についてでありますけれども、私は、いまだに竹原市の地域経済が元気に回復し勤労市民の所得が向上している、この実感は全くないと考えます。こういった経済情勢の中で、議員報酬の増額は市民の理解を得ることは困難だと思います。第9号議案についても、同様の反対討論としたいと思います。

次に、第12号議案についてであります。市事務分掌に関する条例の提案です。

今回の提案では、市の行政組織の部長、管理職部門を4から6へ増やす、そういった一方で、また一方では、現場の職員体制の強化は不明確であります。また、総務部の統括機能、これを企画振興部、新たに部に移行することによって、本来の総務部の機能が弱体化し、全体的な統合調整機能、これが失われかねないというふうに考えます。また、建設工事においても企画立案、それと企画立案など振興部門と工事執行部門、これを分離するという提案で組織の改革となっております。このような行政機能を分離することは、統一的な行政の執行を阻害せざるを得ないというふうに考えます。4点目には、検証なしで教育委員会の事務所管の改変は、市の伝建地区の保存や継承等文化生涯学習行政の機能が発揮できるとは考えられません。

以上でこの議案の反対理由とします。

次は、第14号議案についてでありますけれども、この議案については、市の人事行政に人事評価等の制度を導入、強化して職員間の競争をあおり激化させるだけだと考えます。このような管理主義の一層の強化は、市民のサービス向上や市民サービスの質にも逆行せざるを得ないと私は考えております。

以上でこの第14号議案の反対理由とします。

以上です。

議長（北元 豊君） 次に、賛成の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 次に、反対討論の発言を許します。

10番宮原議員。

10番（宮原忠行君） 議案第7号の竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案について、反対の立場から討論をさせて頂きたいと思っております。

常日ごろから職員に大変御苦勞をおかけしておる、頑張ってもらっておる、こつこつこつこつ物も言わずに頑張っておられる職員がおられることは、私も重々承知を致しておるわけであります。しかしながら、これまでも私は、この職員のラスパイレス指数が全国第4位の水準にあるというのは、幾ら職員が頑張ってくれておる、日々本当に日の当たらないところでもこつこつこつこつ頑張ってもらっておる、そういった職員の姿を幾ら思ってもこれは、これまでの一般質問等でも申し上げてきたとおり、このラスパイレス指数の水準というものを、とてもじゃないけれども、市民の代表として受け入れることはできませんし、またこれまでの答弁においても、給料表の改定等も含めたラスパイレス指数の是正については最大限努力する旨の答弁があったわけでありまして。

本来ならば、例えばそうした取組の経過も一々お尋ねしたいわけでありましてけれども、そういう機会もありませんので。どうしても私は、職員の皆さんが頑張ってもらっていることはよくわかるけれども、しかし、しかし、いかにしても今のラスパイレス指数の水準というのは、いろいろ分析の仕方はあるだろうけれども、今、官民格差が、正規、非正規の格差というものが厳しく問われておりますけれども、四十何%という非正規の職員に支えられたラスパイレス指数というものがここにあらわれておる、まさに竹原市における、職員給与における格差の拡大の姿ということも私は指摘をさせて頂かなければなりません。

今、組織改正も含めて地方創生、また組織改正が目指した竹原市の再生、そうしたこと



を進めていくためにはどうしても住民，市民の皆さんの創意と工夫，実践と協調が求められる時において，このラスパイレス指数の水準においては，とてもじゃないけれども，市民の共感とかあるいは協働というものは得られないでしょう。その結果，おそらくニーズ，ニーズ，ニーズ，ニーズ，その中で，現場を抱えておる職員が立ち往生することもよくわかります。

どうかこのタネットを傍聴しておられる市の職員もあるいは組合の関係者もおられるかもわかりませんが，今竹原市が置かれておるこの危機的な状況をよく認識をされて，市民とともに歩む，市民とともに知恵を出し汗を流し，そして連帯をして協働をして竹原の未来を築く，そうした職員一人一人の公務とかあるいはモラルの向上というものを期待をして，まことに不本意ではありますけれども，反対を表明をせざるを得ん私の苦渋の方も是非とも御理解を頂きたいと思えます。

以上でもって反対討論を終わります。

議長（北元 豊君） 次に，賛成討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） 次に，反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

採決は分離して行います。

まず，議案第1号行政不服審査会事務の事務委託に関する協議についての件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって，本案は原案のとおり可決されました。

次に，議案第2号広島市と竹原市との連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結に関する協議についての件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号財産の無償貸付けについての件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号竹原市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号竹原市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号竹原市特別職の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号竹原市固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号財産の交換、譲与、無償貸付等に関する条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号竹原市事務分掌条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号竹原市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号竹原市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成27年度竹原市一般会計補正予算（第4号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成27年度竹原市貸付資金特別会計補正予算（第1号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

た。

---

## 日程第2

議長（北元 豊君） 日程第2，議案第4号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案から議案第22号平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の9件を一括議題と致します。

本件は民生産業委員会に付託となっていたものであります。よって、委員長の報告を求めます。

4番高重洋介民生産業委員長。

民生産業常任委員会委員長（高重洋介君） それでは、民生産業委員会委員会審査報告をさせていただきます。

去る2月25，26，委員会を開催致しました採決の結果報告を致します。

議案第4号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案は、議決の結果、原案を可決致しました。

議案第5号竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案は、議決の結果、原案を可決致しました。

議案第6号竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案は、議決の結果、原案を可決致しました。

議案第15号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、議決の結果、原案を可決致しました。

議案第16号竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案は、議決の結果、原案を可決致しました。

議案第18号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、議決の結果、原案を可決致しました。

議案第20号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、議決の結果、原案を可決致しました。

議案第21号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）は、原案を可決致しました。

議案第22号平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、議決

の結果、原案を可決致しました。

以上で報告を終わります。

議長（北元 豊君） これより委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって質疑を終結致します。

これより討論に入ります。

まず、各案件に対する反対討論の発言を許します。

13番松本議員。

13番（松本 進君） 私は、議案第6号、議案第15号、議案第16号に反対をしたいと思います。

まず、議案第6号についてでありますけれども、この条例は、重度障害者の家族介護を支援、激励する大切な役割を果たしているとは私は考えます。極めて不十分な重度障害者等の介護、福祉施策のもとで、この介護手当を廃止する明確な根拠はないというのが最大の反対理由です。

次は、第15号議案についてでありますけれども、この議案は、竹原市が指定する介護サービス事業等の人員、設備運営等の基準を定めるものであります。新法に基づいて、新法、すなわち医療介護総合確保推進法に伴う新総合事業で竹原市が指定する新たな介護サービス等の条例基準ということではありますが、具体的な例で申し上げますと、例えば介護職員を配置する雇用形態は介護のサービスの質や量、家族介護の家族の安心を担保する重要な基準となると私は考えます。常勤職を明確に規定することや市の行財政の支援策を明記することが必要ですけれども、このことがありません。雇用形態は労働法の問題だとして介護事業者の負担増を一方向的に強いることは、安心・安全な介護サービスを提供することはできないというふうに考えるものであります。

次に、第16号議案も同じく市が指定する介護予防サービス事業等の人の配置等を決めるものでありますけれども、反対理由としては、第15号議案と同様の内容をもって反対としたいと思います。

以上です。

議長（北元 豊君） 次に、賛成討論の発言を許します。

5番堀越議員。

5番（堀越賢二君） 私は、議案第6号の竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案に賛成の立場から討論に参加を致します。

理事者の方からこの制度が創設された理由や背景、また現在の障害者を取り巻く支援施策に至る経緯などが説明され、このたび廃止する制度は、障害者福祉施設が拡充された現状において所期の目的は果たされているとの理由から提案されたものです。

確かに、受給者の方にとっては個人給付は幾らあってもいいものではありませんが、その給付が時代の経過や現状に即したものであるか、また福祉施策全体の中で適正なものであるかについては、その時々で適切な判断が求められるものだと考えております。

ここ数年、障害者に対する福祉サービスは、サービスの質、量やそれに裏打ちされる財政措置において国、県、市ともに拡充されており、従前に制度化されたもの、とりわけ市独自で継続しているこの本制度については、給付状況から見ましても見直しの時期であろう、またそれが適切であろうというふうに考えております。

理事者の説明にもありましたように、今後における障害者福祉施策の向上は、障害者の日常生活や社会生活の支援のために非常に重要であります。

今後も竹原市が引き続き障害者の方に積極的な支援に取り組むこと、また竹原市がそういった方に優しいまちであり続けるために引き続き積極的に取り組むことを要望致しまして、私は本案に賛成をさせていただきます。

以上です。

議長（北元 豊君） 次に、反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（北元 豊君） これをもって討論を終結致します。

これより採決致します。

採決は分離して行います。

まず、議案第4号竹原市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されまし

た。

次に、議案第5号竹原市消費生活センターの組織及び運営等に関する基準を定める条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号竹原市重度障害者介護手当支給条例を廃止する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号竹原市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号竹原市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。



[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成27年度竹原市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成27年度竹原市公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第21号平成27年度竹原市介護保険特別会計補正予算（第2号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第22号平成27年度竹原市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の件を採決致します。

本案に対する委員長報告は可決であります。

これより起立により採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

議長（北元 豊君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議席で暫時休憩。

午後3時18分 休憩

午後3時20分 再開

議長（北元 豊君） 休憩を閉じて会議を再開致します。

議事の都合により、3月2日午前9時から議運を開き、午前10時から会議を再開することとし、本日はこれにて散会致します。

午後3時20分 散会